林間国際法律事務所
Newsletter
2026
9
NO. 7

本ニュースレターは、日常的に起こりやすい法的トピックを分かりやすくお伝えするとともに、当事務所のことや所属弁護士等についてお伝えすることを目的としています。
気になるトピック・ご質問があれば、ぜひお問い合わせ下さい。

今月のひとこと法律メモ

～「あの入金、まだですか？」を放置しない。年末に向けた債権回収～

「そのうち払ってくれるだろう」――取引先への売掛金や未収金について、そう考えて請求を先延ばしにしていませんか。下半期に入り、年末の決算・資金繰りを見据えるこの時期は、滞っている債権を一度棚卸しする絶好のタイミングです。

見落とされがちですが、債権には「消滅時効」があります。売掛金などの一般的な債権は、原則として「権利を行使できることを知った時から5年」で時効にかかり、これを過ぎると、法律上は相手に支払いを拒まれてしまう可能性があります。「もう少し様子を見よう」と待っているうちに、回収できたはずの売上が法的に消えてしまうケースは決して珍しくありません。

【「転ばぬ先の杖」アドバイス】

・**まずは債権の棚卸し**：「いつ発生した、いくらの債権か」を一覧にすることが整理への一歩。年末に向けた今こそ着手のタイミングです。

・**督促は「証拠が残る形」で**：メール等で請求した記録を残しておくことが、後々のトラブルを防ぎます。内容証明郵便による請求も有効です。

・**時効が迫っていても諦めない**：相手に債務を認めてもらう、あるいは、裁判上の手続きをとることで、時効の進行を停止できる場合があります。

滞っている未収金が気になった際は、問題が深刻化する前に、お気軽にご相談ください。